

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 外部TLAC比率、最低所要リスク・アセットベースTLAC比率及び最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下において「連結財務諸表規則」という。)の規定により作成した国内処理対象最終指定親会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十五号に掲げる会社(以下「金融子会社」という。)を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。</p> <p>〔2〕4 略〕</p> | <p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 外部TLAC比率、最低所要リスク・アセットベースTLAC比率及び最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下において「連結財務諸表規則」という。)の規定により作成した国内処理対象最終指定親会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(以下「金融子会社」という。)を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |